

社保審「第 83 回 医療保険部会」

2014/10/29

医師国保組合など高所得者の国保組合への国庫補助見直しについて議論

社会保障審議会・医療保険部会（部長：遠藤久夫・学習院大学経済学部教授）は 10 月 29 日に会合を開き、国民健康保険組合（国保組合）の国庫補助の見直しについて議論した。



■所得水準に応じた国庫補助の見直しに医師会・歯科医師会が反対

同種同業者を対象とした国保組合は、医師・歯科医師・薬剤師の 92 組合（被保険者 64 万人）、建設関係 32 組合（同 157 万人）、飲食業や理・美容業など一般業種 40 組合（同 81 万人）の 164 組合がある。2009 年度の国保組合の所得調査結果によると医師国保組合の市町村民税課税標準額は加入者 1 人当たり 667 万円、歯科医師国保組合と薬剤師国保組合は共に 221 万円で、一般業種の 125 万円、建設関係の 70 万円と大きく上回っているが、現在、国保組合に対して国庫から一部を除き 32%の定率補助が実施されている。

民主党政権時代の行政刷新会議での事業仕分け（2010 年）では、国保組合の定率補助について、所得水準に応じて定率補助を 5 段階に区分し、市町村民税課税標準額が 300 万円以上の国保組合は定率補助 0%とする案でまとまった。さらに、政権交代後の昨年 12 月に成立した社会保障制度改革プログラム法においても、国民負担の公平性確保の観点から、所得水準の高い国保組合に対する国庫補助の見直しを検討することとされ、議論が続けられている。

会合では、事業仕分けの結論とされた前述の案とそれに基づく機械的な試算が示された。試算によると、47 都道府県全ての医師国保組合の定率補助が 0%となり、そのうち 41 組合は赤字となる。

議論では、所得水準に応じた段階的な定率補助への見直しに対して賛意が挙げられる一方、松原謙二委員（日本医師会副会長）は「赤字の医師国保組合は解散を余儀なくされる。解散して市町村国保に加入すると、これまで自粛して請求していなかった自家診療分の医療費増加により、かえって国の負担が大きくなる」として現状維持を主張。堀憲郎委員（日本歯科医師会常務理事）も「大病院の経営者と診療所では所得が違うため、（部会で示されたデータだけで）単純比較はできない」とデータの質に疑問を呈した上で、見直しの方向性に難色を示した。

また、議論に用いられているデータは 5 年も前のものであることから、多くの委員から最新データを用いて議論すべきとの声が相次いだ。

■国保の法定外繰入に対する抜本的な見直しが必要

慢性的な財政難に陥っている市町村国保財政についても議論され、国保財源の赤字補填として定常化している法定外繰入についても、財政運営が市町村から都道府県に移管されるに当たり、その歯止めを掛けるための抜本的な見直しが必要との意見が挙げられた。